

教育カードローン

2022年4月1日現在

| 商品名 | ・教育カードローン |
|---------------|--|
| お使いみち | ・申込人の子弟・孫・扶養親族の就学にかかる学校等への納付金および付帯費用 対象学校：国内外の大学院・大学・短期大学・専修学校・各種学校（予備校・専門学校含む）高等専門学校・高等学校・中学校・小学校・幼稚園・保育園等 |
| ご融資金額 | 極度額単位で50万円以上500万円以内（10万円単位） |
| ご利用いただける方 | ・子弟等が学校等に就学中または就学予定の方 ・お申込み時の年齢が満20歳以上の方 ・安定継続した収入がある方 ・当金庫所定の取扱基準を満たし、(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方 ・当金庫の営業区域内に居住あるいは勤務されている方 ・日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方 |
| ご利用期間 | ・在学中のカードローン期間…5年以内（1年ごとの更新） ※ご契約時に卒業予定月の3ヶ月後の月末までを限度として証書貸付切替期限を設定します。 ※医学部・薬学部等の6年制大学等、在学予定期間が4年を超える場合は、最長7年かつ卒業予定月の3ヶ月後の月末までとします。 ・卒業後の証書貸付期間…3ヶ月以上10年以内 |
| 保証人 | (一社)しんきん保証基金の保証を受けていただきますので、原則、保証人は必要ありません。 |
| ご返済方法 | ・在学期間中…元金据置（毎月利息返済）返済日…毎月10日 ・卒業後…毎月元利均等返済または元金均等返済（元金据置は不可）、ボーナス月増額返済も併用できます。（ボーナス返済の元金はご融資金額の50%以内） |
| ご融資利率 | 詳しくは「融資金利一覧」をご覧ください。 |
| ご提出していただくもの | ・本人確認書類（運転免許証等） ・年収確認書類（源泉徴収票・所得証明書・確定申告書控のいずれか）但し、お申込金額が100万円以下の場合、不要となります。 ・就学確認書類（合格通知・在学証明書・学生証等） |
| 苦情処理措置・紛争解決措置 | ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室(9時～17時、電話：0766-82-8613)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)が設置運営する仲裁センターや富山県弁護士会(電話：076-421-4811)、金沢弁護士会(電話：076-221-0242)、福井弁護士会(電話：0776-23-5255)等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。 |
| その他 | お申込みに際しては事前に審査をさせていただきます。結果によってはご希望にそえない場合がございます。ご利用条件・金利等詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。 |